

平成31年労第117号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月28日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、昭和58年3月1日、Bに所在する会社C（以下「会社」という。）に雇用され、平成26年4月1日から営業部の課長、平成28年4月1日からビル建材部の課長として営業業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日、会社から帰宅後、頭痛を訴え就寝し、翌朝死亡しているところを発見されたという。死体検案書には、「直接死因：くも膜下出血」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病及び発症時期について、D医師は、平成29年12月14日付け意見書において、要旨、「大脳底部から小脳・脳幹部周辺にかけて、広範なくも膜下出血を認めた。発症から死亡までの期間を「短時間」と判断した。」と述べ、E医師は、平成30年9月21日監督署受付の意見書において、「(出血源となった疾患名が不明な)くも膜下出血。平成〇年〇月〇日の就寝後から同月〇日未明の間に「くも膜下出血」をきたして死亡したと推測される。」と述べている。発症状況及び医学的資料から、被災者は、平成〇年〇月〇日の就寝後から同月〇日未明の間に「くも膜下出血」(以下「本件疾病」という。)を発症したと認められる。

(2) 脳血管疾患に係る業務起因性については、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、その取扱いは妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づき被災者の業務の過重性について、以下検討する。

ア 異常な出来事について

本件疾病の発症直前から前日の間に、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 被災者の労働時間について

(ア) 始業時刻について

会社関係者の申述等を踏まえると、決定書理由に説示するとおり、午前7時50分からの体操と営業会議議事録記載に要する時間5分間を労働時間として算入し、所定休日以外の日及び客観的記録等により始業時刻が特

定できない日以外の日の始業時刻は午前7時45分、所定休日で客観的記録等により始業時刻が特定できない日の始業時刻は午前8時と推定するのが妥当である。

なお、請求人は、被災者が午前7時頃に出勤していることから、始業時刻は午前7時とし、喫煙を踏まえても午前7時5分又は午前7時10分とすべきである旨主張する。この点、Fは、「被災者は午前7時には来ていて喫煙所をよく会った。製品の上りについては毎日チェックするわけではない。」旨述べ、会社工場の労働者であるGは、「午前7時位に出社していたが、被災者に喫煙所でちょいちょい会い、被災者は午前7時半くらいには営業部へ戻っていたと思う。朝8時前は工場のラインは作業を始めていない。」と述べている。したがって、請求人の勤務状況を客観的記録により確認できない場合、始業時刻を一律に午前7時00分、喫煙を踏まえても午前7時05分又は午前7時10分とすべきとの請求人の主張は採用できない。

(イ) 終業時刻について

請求人は、被災者が午後9時頃に帰宅していることから、終業時刻は午後8時30分頃であり、被災者が部署の最終退社者となった平日の警備報告書の平均値である午後8時58分を終業時刻とすべきである旨主張する。警備報告書を精査したところ、評価期間における被災者の所属部署の最終退社者の退社時刻が、請求人の主張する午後8時58分より前であった日が多数認められる。また、警備員であるHは、「会社の全社員の顔と名前を憶えているが、被災者の亡くなる前の退社時刻は、ほとんど定時で、週に1、2回は、午後7時から午後8時まで残っていた。」旨述べている。これらのことから、請求人の被災者の終業時刻に関する主張は採用できない。

なお、請求人が主張する労働時間数の積算に当たって、被災者の終業時刻についてファイルアクセス等記録に基づき時刻を特定している日が認められるところ、F及び会社執行役員管理本部管理部部長Iは、「自宅のパソコンから会社のパソコンへのアクセスは、平成27、28年当時は、セキュリティの問題から行っていない。上席の者は部下のファイルにアクセスでき、被災者以外の者が、被災者の退社後にファイルアクセスした記録が残

っていてもおかしくない。」旨述べ、請求人は、「被災者は、仕事を自宅に持ち帰ることはなく、会社のパソコン等のデータの持ち帰りはセキュリティの関係で行っていない。」旨述べていることから、被災者の所属部署の各日の最終退社者の退社時刻以後のファイルアクセス等記録の時刻を終業時刻とするのは妥当とはいえない。そうすると、決定書理由に説示するとおり、客観的記録により終業時刻が特定できる場合はその記録により、特定できない日の終業時刻は午後5時と推定するのが妥当である。

(ウ) 労働時間数について

そうすると、被災者の労働時間について、決定書理由に説示のとおり、審査官が集計した労働時間集計表は、妥当なものである。

ウ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前おおむね1週間についてみると、被災者は同期間において、14時間26分の時間外労働が認められ、休日も2日間連続で確保されていることが認められることから、決定書理由に説示のとおり、被災者が過重業務に従事したとは認められない。

エ 長期間の過重業務について

被災者の本件評疾病発症前6か月間（以下「評価期間」という。）の時間外労働時間は、最大で発症前1か月目の52時間23分であり、決定書理由に説示のとおり、被災者が過重業務に従事したとは認められない。このほか、一件記録を精査したが、特段の業務負荷要因は認められず、評価期間において、被災者が特に過重な業務に従事したとはいえない。

(4) 以上のとおりであるから、本件疾病は業務に起因するものと認めることはできず、業務上の事由によるものであるということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月11日